



記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!

事業・不動産所得等の記帳は、本来全てご自身で行うことが基本ですが、当会では、個人事業者の自計(帳簿付け)に向け、記帳に関する一連のお手伝いをさせていただきます。節税効果の高い青色申告特別控除 65 万円を適用できるシステムを活用し、個別に専属担当者が指導させていただきます。

公益目的事業として認められている記帳処理サービスは、仕訳や伝票作成の負担を軽減しながら、帳簿作成することで、決算申告がよりスムーズに行なえるようサポートしております。

事業を始めたけれど経理に不安のある方、会計の専門家へ依頼する経済的余裕のない方、記帳や経理の負担を軽くして、事業拡大に集中したい方など、是非ご検討ください。

※税理士会関与の方のご利用はご遠慮下さい。
詳しいお問合せ・お申込みは… 事業課 TEL 0465-24-2614



白色申告者のためのイロハ

第1回「白色申告者の記帳義務化を知っていますか？」

個人の白色申告者で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成 26 年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

●対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

そこで、当会では1面で掲載している記帳個別指導会にて丁寧に指導させていただきます。特にご予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。



事業主がしなければならない源泉徴収

1 源泉徴収制度

◆所得税法は、特定の所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採っています。◆所得税を源泉徴収して国に納める義務のある人を**源泉徴収義務者**といいます。◆源泉徴収する必要のある特定の所得には、給与や税理士報酬などの所得があります。

2 給与支払事務所等の開設届出書

◆事業主が、使用人に給与を支払うことになったとき又は**青色事業専従者給与**を支払うことになったときには、届出などが必要です。◆まず、**給与支払事務所等の開設届出書**を、開設などをした日から1か月以内に提出しなければなりません。この届出書の提出先は、給与の支払事務を取り扱う事務所等の所在地を所轄する税務署長です。◆なお、既に提出した個人事業の開業届に給料の支払を行っている旨の記載をしている場合には、この届出書を提出しなくてもよいことになっています。

3 源泉徴収する税額の求め方

◆賞与以外の給料や賃金などを支払う際に源泉徴収をする税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます。◆平成 25 年1月1日から平成 49 年12 月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際に、源泉徴収すべき所得税の額に 2.1 %の税率を乗じて計算した復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされていますから、平成 25 年分以降の「源泉徴収税額表」の税額には、復興特別所得税相当額が含まれています。◆この**税額表**には、**月額表**と**日額表**とがあります。◆給与の支給区分で使用する税額表が決められ、さらに「**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**」(以下「扶養控除等申告書」といいます。)の提出の有無に応じて適用する欄が違います。◆例えば、給料が月払いで「扶養控除等申告書」を事業主に提出している人の場合は、月額表の甲欄を適用して源泉徴収税額を求めます。提出していない人の場合は月額表の乙欄を適用することになります。◆なお、賞与に対する源泉徴収税額は、通常、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使って求めますが、月額表を使って求める場合もあります。

4 源泉徴収した所得税の納付

※左記参照

5 その他

◆「扶養控除等申告書」を提出し、しかも、給与等の金額が 2,000 万円以下の人については、その年の最後の給与等の支払をする際に年末調整が必要です。◆源泉徴収するために必要な「源泉徴収税額表」「扶養控除等申告書」「所得税源泉徴収簿」「年末調整のしかた」「源泉徴収のあらまし」などは、税務署に用意されています。

源泉所得税及び復興特別所得税の 納付期限と納期の特例

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時 9 人以下の**源泉徴収義務者**は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを納期の特例といいます。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収した所得税

及び復興特別所得税に限られています。

この特例を受けているとその年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書**」

(以下「納期の特例申請書」といいます。)を提出することが必要です。

この納期の特例申請書の提出先は、給与等の支払を

行う事務所などの所在地を所轄する税務署長です。

税務署長から納期の特例申請書の却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があつたものとみなされます。

この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税及び復興特別所得税から、納期の特例の対象になります。

県税事務所からのお知らせ
**忘れていませんか?
自動車税!**

自動車税の納期限は6月2日ですが、納税はお済みでしょうか。お忘れの場合は、至急お近くの金融機関、郵便局又はコンビニエンスストアで納付してください。

納税通知書を紛失された方、転居等で納税通知書が届かなかった方は、自動車の登録番号をご用意いただいた上で、自動車税コールセンター又はお近くの県税事務所まで連絡をしてください。

車検を受けるときには、自動車税納税証明書が必要です。納税通知書の右片は自動車税を納めた後は車検用の納税証明書として使用できますので自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

引越し等をされた場合は、現在の住所を管轄する運輸支局(自動車検査登録事務所)で変更登録等の手続きを行ってください。

お問い合わせ先
自動車税コールセンター
TEL 045-973-7110
小田原県税事務所
TEL 0465-32-8000

青色申告会

会の予定

6月

- 3日(火) 10:00 法律相談(1F)
- 10日(火) 10:00 年金相談(1F)
- 18:30 創業セミナー(4F)
- 13日(金) 16:00 正副会長会議(4F)
- 18日(水) 10:00 相続相談(1F)
- 20日(金) 10:00 法律相談(1F)
- 16:00 通常総会
- 26日(木) 10:00 不動産相談(1F)



小田原税務署からのお知らせ

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました!

印紙税法の一部が改正されました。今までは金銭又は有価証券の受取書(領収証、領収書、受取書やレシートなど)について、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、**平成 26 年 4 月 1 日以降に作成**されるものについては、受取金額が**5 万円**未満のものについて非課税とされることとなりました。(今までは3万円以上の場合に収入印紙を貼っていましたが、5万円以上の場合に貼ることとなりました)

- 印紙税についてお分かりにならない点がございましたら、小田原税務署(電話相談センター 0465-35-4511)へお尋ねください。
 - 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。
- 【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

